大学の教員組織の在り方について（イメージ図）

現行制度

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

教　授
学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

助教授
教授の職務を助ける

講　師
教授又は准教授に準ずる職務に従事する

助　手
教授及び助教授の職務を助ける

＋

大学設置基準上、講座制・学科目制を例示し、その内容を詳細に規定

新しい制度（A）

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

教　授
学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

准教授
学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

講　師
教授又は准教授に準ずる職務に従事する

「新　職」
（大学の定める）特定の事項について学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

助　手
教授等を助ける又は教育研究を補助する（P）

各大学の判断により、教育研究補助の職として、例えば、主任助手等の職を設けることも可能

＋

□ 大学設置基準等上、各教員の分担及び連携の組織的な体制の確保や責任の明確化について規定を新設
□ 大学院設置基準上、各教員が役割を分担しつつ連携して、組織的に大学院生の教育を行う体制を確保するよう配慮すべき旨の規定を新設

新しい制度（B）

学校教育法上の職の種類と職名・職務内容

教　授
学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

准教授
学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

講　師
教授又は准教授に準ずる職務に従事する

「新　職」
（大学の定める）特定の事項について学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する

助　手
教授等を助ける又は教育研究を補助する（P）

＋

（同左）

線種の説明）
- ：学教法上、置かなければならない職
- ：学教法上、置かなければならないが、大学の方針等により置かないことができる職
- ：学教法上、大学等の判断により置くかどうかを決めることができる職
- ：主たる職務が教育研究である職
- ：主たる職務が教育研究補助である職